

平成29年12月26日

各 位

中部証券金融株式会社  
代表清算人 湯本 崇雄  
(TEL : 052-251-1301)

残余財産の分配のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成29年9月30日をもって会社を解散し、清算手続を進めておりますが、残余財産の分配を行うため、下記のとおり基準日を設定いたしましたので、お知らせいたします。

記

残余財産の分配に係る基準日等について

残余財産の分配を行うため、平成30年1月26日（金曜日）を基準日と定め、同日午後5時現在の株主名簿上の株主または登録株式質権者をもって、残余財産の分配を受けることができる権利者といたします。

- (1) 基準日 平成30年1月26日（金曜日）
- (2) 公告日 平成30年1月11日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.chusyokin.co.jp/>

以 上